

日本林業技士会よりのご挨拶

日本林業技士会会長 小林 洋司

暑中お見舞い申し上げます。

相変わらず、新型コロナの蔓延は収まらないようですが、参議議員選挙も終わり世の中静になり、問題が解決され、新たな進展を期待したいところでございます。

林業技士会会員の皆様には如何お過ごしでしょうか。

さて、日頃より日本林業技士会の活動に、ご支援、ご指導、ご協力賜り感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

森林環境税、環境贈与税が発足し、「森林経営管理法」を制定され、3年目に当たります。この法律の趣旨は、「林業の成長産業化と適切な森林管理の両立を図るために、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある」というものです。

日本林業技士会も活動を制約させられ、本年度も昨年に続き変則の総会でしたが、6月10日に第41回総会を終えることができました。本年度の活動を開始した次第です。

支部活動も総会の開催、研修会、理事会などが制約され、多くの支部で本年も支障をきたしておりますが、それぞれの特長を生かした活動に対して支援していきたいと思っております。

日本林業技士会本部として、会員皆様の役に立つような活動をして参りたいと思っております。まず林業技士資格の有効活用の推進、国

地方公共団体が実施するたとえば森林整備事業や林道・治山事業に当たり、事業を実施する企業、団体に「林業技士」資格者の在籍を求め、各支部との連携を深めながら、関係機関への養成に努めました。この活動に関連し、国、都道府県の林業関連機関へ、技士会ニュース、会員名簿等を配付しております。

日本林業技士会の活性化については、私ども本部関係者の活動は当然のことながら、会員自身の活動と理事の皆さんの協力、特に各支部長さんの活躍にかかっているものと思います。

会員皆様のご健康とご発展をお祈りいたします。

令和4年7月20日